

生駒市条例第 25 号

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 6 月 27 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 5 年 12 月生駒市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表中「100 円」の次に「（生ごみを市長が定める受入基準に従ってエコパーク 21 に搬入する場合にあっては、33 円）」を加える。

附 則

この条例は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。